

答申第 196 号

令和 7 年 3 月 31 日

兵庫県公安委員会

委員長 澤 田 隆 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の公開決定等に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和 6 年 10 月 24 日付け兵公委発第 682 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

三木市多頭飼育犬の保護に関する文書部分公開及び非公開の件

## 第1 審議会の結論

兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、部分公開又は非公開とした決定は妥当である。

## 第2 諮問経緯

### 1 公文書の公開請求

令和5年12月8日、審査請求人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により、実施機関に対し、次に掲げる公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 令和2年6月A日未明、三木市多頭飼育の犬を（団体名。以下「団体Y」と表記する。）複数の動物愛護団体が空き家から犬を連れ出した事件に係る記録の全て
- (2) 三木市多頭飼育の犬を令和2年6月A日未明動物保護団体メンバーが連れ出したと、同日朝、動物愛護センター三木支所から三木警察署へ「団体が犬を連れ出した」ことについて連絡を受けた通話記録、メールの記録
- (3) 同日朝、県民等から三木市多頭飼育の家付近にいた犬に噛まれたと通報・相談を受けた記録、その後の調査と報告等の記録
  - ア 生活衛生課や他関係部署と打ち合わせ会議録、録音テープ
  - イ 兵庫県衛生課、動物愛護センター三木支所等との打ち合わせ会議録、録音テープ
  - ウ 関係動物愛護団体との打ち合わせの記録、メール、通話記録等全て
  - エ 元管理者（個人名。以下「X氏」と表記する。）との打ち合わせの記録、メール、通話記録等全て
- (4) 令和2年6月B日から兵庫県動物愛護センター三木支所で犬の保管、飼養をすると決定したその意志決定（原文どおり。）に至る経緯についての記録
  - ア 上記(3)アに同じ。
  - イ 上記(3)イに同じ。
  - ウ 上記(3)ウに同じ。
  - エ 上記(3)エに同じ。
- (5) 議事録、配布資料、調査報告の記録、警察署員のメモ等全て

### 2 実施機関の決定

(1) 令和5年12月22日、実施機関は、上記1(4)ア及びイの文書（以下「本件対象公文書1」という。）について、次に掲げる公文書を特定し、条例第6条第1号、第5号及び第6号に該当するため部分公開することとして公文書部分公開決定処分（以下「本件処分1」という。）を行った。

ア 報告書（令和2年6月26日付け兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課との協議に関するもの）

イ 報告書（令和2年7月1日付け同課との協議に関するもの）

(2) 令和5年12月22日、実施機関は、次のとおり公文書非公開決定処分を行った。

ア 上記1(1)及び(2)の文書（以下「本件対象公文書2」という。）について、その存否を明らかにすることで、条例第6条所定の非公開情報を明らかにすることとなるため、条例第9条の規定に基づき、本件公開請求文書の存否を明らかにしないで非公開とする決定（以下「本件処分2」という。）

イ 上記1(3)アないしウ及び(5)の文書（以下「本件対象公文書3」という。）について、上記ア同様、存否を明らかにしないで非公開とする決定（以下「本件処分3」という。）

ウ 上記1(3)エの文書（以下「本件対象公文書4」という。）について、上記ア同様、存否を明らかにしないで非公開とする決定（以下「本件処分4」という。）

エ 上記1(4)ウの文書（以下「本件対象公文書5」という。）について、公文書の不存在を理由として非公開とする決定（以下「本件処分5」という。）

オ 上記1(4)エの文書（以下「本件対象公文書6」という。）について、上記ア同様、存否を明らかにしないで非公開とする決定（以下「本件処分6」という。）

### 3 審査請求

令和6年3月11日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分1ないし6を不服として、それぞれ、兵庫県公安委員会に対し、審査請求（以下、本件処分1に係るものを「本件審査請求1」との例により略記する。）を行った。

### 4 諮問

令和6年10月24日、兵庫県公安委員会は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、本件審査請求1ないし6について諮問した。

### 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書において述べている本件審査請求の理由等は、次のとおり要約される。

#### 1 本件審査請求1

##### (1) 趣旨

本件処分1を取り消し、公開するとの決定を求めます。

##### (2) 理由

「警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影が記録された部分」については、公務員の氏名なので公開を求めます。「個人に関する情報が記録された部分」については、管理者X氏や団体Yの名前は、新聞やテレビ等メディアで報道され公になっているし、個人の利益と権利侵害は警察の●を不問にする行為により発生しているので公文書を非公開にするのは警察の不法行為を隠す目的なので公開を求めます。

「具体的な協議内容が記録された部分」については、管理者X氏は多頭飼育をしていたが一頭の死亡もなく犬は肥えていたのに、譲渡先を●に入った団体Y(に)決めるなど警察の決定は異常であり、公開しないのは不当で公開を求めます。

#### 2 本件審査請求2

##### (1) 趣旨

本件処分2を取り消し、公開するとの決定を求めます。

##### (2) 理由

すでに捜査は終わっているので、処分庁の理由は不当であり、公開を求めます。公文書の存否を答えられないとのことですが、兵庫県動物愛護センターから開示した公文書によれば令和2年6月A日午前4時に60匹を運び出したあと団体Yが警察へ連絡し地域課が現地に行っているため、公文書は存在する。同日9時45分ごろ三木警察生活安全課課長から兵庫県動物愛護センター三木支所へ問い合わせの電話をしているため公文書は存在する。

#### 3 本件審査請求3

##### (1) 趣旨

本件処分3を取り消し、公開するとの決定を求めます。

##### (2) 理由

上記2(2)と同様のことを述べ、さらに次のことを述べている。

令和2年6月A日17時半から三木署でセンター三木支所の職員2名と三木

署の生活安全課長が話し合いをしているため公文書は存在する。

#### 4 本件審査請求 4

##### (1) 趣旨

本件処分 4 を取り消し、公開するとの決定を求めます。

##### (2) 理由

処分庁の理由は不当。兵庫県動物愛護センターから情報公開公文書に令和 2 年 6 月 A 日午前 4 時に団体 Y から通報を受けた三木署地域課が現地へ行っているため公文書は存在する。

個人の利益を侵害したのは警察です。●に入った団体に通常引き渡しを希望するとは考えられず、警察は X 氏の権利を侵害しそれを隠すために個人の利益を理由に非公開にしているのは不当である。

事件の捜査は終わっているため、公開を求めます。

#### 5 本件審査請求 5

##### (1) 趣旨

本件処分 5 を取り消し、公開するとの決定を求めます。

##### (2) 理由

処分庁の理由は不当。兵庫県動物愛護センター三木支所は三木警察署からの依頼に基づき、管理者が不在となった犬を一時保護した。三木警察署が三木支所に対して一時的な飼養を求めた段階で内定していた動物愛護団体を譲渡先としたとのこと。それであるなら警察が責任を持って団体との話し合いが行われていることになり、公文書は存在するので公開を求めます。個人の権利、利益に関する重要な公文書の保存期間は満了していないため、理由にならない。

#### 6 本件審査請求 6

##### (1) 趣旨

本件処分 6 を取り消し、公開するとの決定を求めます。

##### (2) 理由

事件の捜査は終わっているため理由は不当、公開を求めます。管理者 X 氏個人の利益を侵害しているのは警察であり、公開しないのは不当です。

#### 7 反論書及び令和 6 年 11 月 26 日付け意見書

##### (1) 本件審査請求 1 関係

事件はテレビ、新聞等で全国に大きく報道されました。事件について新聞社

への報告は、警察から行ったことを担当の三木警察生活経済課課長より直接聞いています。

また、事件について団体Yが自らメディアに出て、三木市の多頭飼育現場から犬を救出したと話し、自身のSNSで情報発信していることから条例6条1号の他人に知られたくない内容には当たらないと思います。また、団体Yは団体であり個人ではないので、条例6条1号ではなく条例6条2号に当たると思いますが、同条2号のただし書きに「人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に重大な影響を及ぼす違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く」とあるので非公開情報から除かれており、情報は公開されなければならないので公開を求めます。

兵庫県動物愛護センターは、収容当日に、過半数の犬猫を所有者探しや譲渡募集無しで殺害をしている機関です（動愛法違反、所有権侵害）。県警本部には県衛生課から各警察署に対しては動物愛護センター所長から、センターが警察から依頼を受け動物の引き取りするときは殺処分依頼として引き受けると説明を受けたうえで、警察は動物愛護センターに犬猫を送ってきました。警察収容迷子動物の引き取りを数日延ばしてほしいと言う県民からの相談は断り、動物愛護センターに殺処分依頼をしている警察が、この事件では団体Yだけは特別扱いをして、先の●をなかったことにし、警察と動物愛護センターが協力し、犬を捕獲し、動物愛護センター三木支所で約2ヶ月もの間一頭も殺すことなく飼養したのは、どんな経緯でどんな話し合いにより三木支所で保管飼養することに至ったのか説明する責任があるので公開を求めます。

条例6条5号は公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものとなっていますが、警察は団体Yには不当に利益を与えて、元管理者X氏には不当に不利益を与えて、中立性はない。協議内容不開示は隠蔽であり条例に違反しているので、公開を求めます。

兵庫県警察は条例6条第1号の個人情報として非公開としていますが、飼い主の個人情報以外に引き取り希望した団体についての協議が含まれていないと成立しない協議です。団体は個人ではないので、全て個人情報として非公開は不当です。兵庫県警察が兵庫県動物愛護センターと犬の捕獲と保管は複数団体による、多頭飼育の犬の●事件から始まったものです。警察が非公開にしているのは公益性より●を守る行為です。

また、条例第6条6号を理由にしていますが、対象情報を公にすることによって、外部からの圧力や干渉等の影響を受ける結果、率直な意見交換や意思決

定の中立性が不当に損なわれるおそれを想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益としているところ、開示を求められている情報が事実に関するものであれば、このような保護利益が損なわれることは少ないと考えられる。また、当該事件は捜索等終了し意思形成過程は終了している。事業の適正な遂行の妨げになることはない。

(2) 本件審査請求2 関係

条例6条3号は公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であり、相当の理由にはあたらない。三木警察の担当課長は審査請求人に対して、「令和2年6月A日に、兵庫県センターから警察に、センターが犬の預かりをするので協力をして欲しい」との連絡を受けたと述べた。三木警察は、同月B日に、飼い主の所有者X氏を逮捕した。動物愛護センターは「警察から三木支所に対し、動物愛護団体等に引き渡すまでの間の犬の飼養管理についての協力依頼があった」と、上記事実と異なる事実を言っていますが、公金を使い、動物愛護センターと協力した警察には公文書を公開し説明する責任があります。

兵庫県動物愛護センターと警察は協力して残りの犬の捕獲にあたり、三木支所へ収容し、元管理者を逮捕した、他の実施機関の決定に意見を述べる立場にないと言える立場にない。存在していることが明らかな公文書の存否を明らかにせず不開示は条例に違反した隠蔽なので公開を求めます。

条例6条2号のただし書きに「人の生命、身体若しくは健康に危書を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に重大な影響を及ぼす違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く」とあるので団体の不当な事業に関する情報は公開されなければならないので公開を求めます。

兵庫県警察は条例第6条2（号）の当該団体の利益が損なわれることを理由に存否応答拒否をしたとのことですが、当該団体は三木市の家に●し犬を●した団体です。公開されなければならない情報であり、兵庫県警察が存否応答拒否し守る利益ではないことは明らかです。

(3) 本件審査請求3・4 関係

犬に噛まれたと通報を行った者は、団体Yメンバーであったことはセンター三木支所も把握しており、警察は調べれば簡単に分かることですが、●に入った団体のメンバーが不自然な通報をしているのに、警察は相談者との信頼関係が損なわれるという理由で非公開としているのは、条例に違反する非公開なので、公開を求めます。

センターは管理者X氏がセンターに引渡すことを拒否することを確認して

います。X氏は犬猫殺処分をするセンターへの預けは拒否しました。

X氏の多頭飼い飼育に問題があるとしても、犬が殺害された事実は認められない。本件は一般的多頭飼事件です。センターは動物保護義務に反して多頭飼犬猫の預かりは一切拒否してきた。センターは、X氏に今後の飼養方法についての指導、協議が必要であるが、その事実は認められない。

X氏の意志を確認せず、センターの虚偽的主張は所有権侵害が推認される。センターは「警察からの協力依頼を受け、犬の健康と安全の保持及び周辺的生活環境の保全を第一に考えて緊急避難的措置として、上記のとおり飼養管理した」とのこと。管理者X氏が不利益を被り、●に入った団体Yとメンバー、関係団体が優遇されている情報を非公開にすることは条例に違反するので公開を求めます。

兵庫県警察は条例第9条に該当し、6条1号の個人に関する情報にあたり存否応答拒否とのことですが、通報者は個人ではなく●に入っていた団体メンバーです。警察は通報者について把握していないはずはなく、当該団体メンバーを当該団体や●事件に関係のない個人として存否応答拒否しているのは、悪質な隠蔽です。

#### (4) 本件審査請求5・6関係

事件当時から現在まで、警察とセンターで協力して行った本件事件について、県民からの問い合わせは続いており、事案の処理は終了していないこととなりますので、公文書を作成していない、または廃棄は職務違反です。令和2年3月16日兵庫県公文書管理条例に基づき定められた公文書管理指針に、管理条例第4条は、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、①当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程及び②当該実施機関の事務・事業の実績について、これらを跡付け、又は検証することができるよう文書の作成を義務付けている。

「(4)「意思決定に至る過程」を残すということは、意思決定に至る過程において重要である交渉記録、会議録等を保存するということであり、例えば、複数の案が検討されたのであれば、複数の案から1つの案の採用に至る議論の過程が分かるように協議資料や会議録を保存するということである。(5) 公文書管理条例の施行後は、従前から実務的必要性ゆえに作成されてきた意思形成過程文書は、公文書管理条例に基づき作成されるべき文書ということになるし、仮に事案の処理において意思形成過程文書を作成せずに事案の処理をしてきたケースがあるとすれば、公文書管理条例施行後の事案の処理に当たっては、意思形成過程文書を作成しなければならないことになる。①事後に確認が必要とされるものではないこと②文書を作成しなくとも職務上支障が生じないこと、

③当該事案が歴史的価値を有さないような場合であること、④当該事案が政策判断や県民の権利義務に影響を及ぼすような場合でないことの全てに該当する必要がある」とあることから、三木支所において犬を保管、飼養するとの意志決定に至る公文書は作成されていて当然であるので公開を求めます。

令和2年6月A日午前零時過ぎに、動物愛護団体Y及び関連する団体の複数、X氏が所有する約140頭余の犬を飼う建物内に●をして、約62、3頭の犬を●したセンターは「警察、管理者、動物愛護団体等の代表者の3者の話し合い」がされたとの説明があるが、その存在は認められないが、あれば警察の記録を提出すべきである。警察とセンターは協力して犬を捕獲し三木支所で保管し複数の動物愛護団体等が全て引き受けることとなったとするが、それは、●した団体Y・代表とX氏との間の譲渡合意書ないし譲渡合意があった旨を証する書類があるはずで、それを提出すべきである。その経緯の公文書が存在しないということとはあり得ない。管理者X氏個人の利益を侵害しているのは警察であり非公開は条例を理由にし、違法な非公開で隠蔽するものです。公文書作成していない、または廃棄は公文書管理条例に違反し、条例に違反しているので、令和2年6月C日から兵庫県動物愛護センター三木支所で犬の保管、飼養をすると決定したその意志決定に至る経緯について公開を求めます。

公文書を作成していない、又は保存期間の満了に伴い廃棄しているため、保有していないとの理由で非公開は、●事件の団体に犬を警察と動物愛護センターが協力し、保管し譲り渡した記録の隠蔽で悪質極まりないことです。

同じ事件で本件処分1の部分公開の文書は存在することから、本件処分5のY団体との打ち合わせ記録文書のみ作成していないというのは、無理のある不自然な弁明。保存期限が満了するような軽微な文書ではないので、廃棄は公文書管理条例に違反する。

兵庫県警察は●事件に関わった団体の利益を守るために存否応答拒否し情報隠蔽し、相反するX氏個人の権利利益を害することを理由に存否応答拒否をしている、警察が守りたいものはX氏の個人に関する情報ではないことは明らかで、情報公開条例に違反している。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

##### 1 本件処分1について

###### (1) 非公開部分及び理由

ア 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影が記録された部分

条例第6条第6号は、「警察官等の従事する事務若しくは事業の遂行に係る情報に含まれる警察官等の氏名であって、公にすることにより、当該警察官等の従事する事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして実施機関の規則（実施機関が警察本部長である場合にあっては、公安委員会規則）で定めるもの」を非公開情報と定めている。条例第6条第6号に規定する実施機関の規則は情報公開条例施行規則（平成13年兵庫県公安委員会規則第12号）第3条に「実施機関の規則で定める警察官等の氏名は、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名とする」と定めている。よって、警部補以下の警察官の氏名及び印影は、公にすることにより当該警察官の従事する事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから条例第6条第6号に該当する。

#### イ 個人に関する情報が記録された部分

条例第6条第1号は、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報と定めている。協議内容の経緯等が記載された部分に、その情報だけでは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と比較的容易に関連付けることができ、そのことにより、間接的に特定の個人を識別することができる情報が記録されており、当該情報は通常他人に知られたくないものと認められることから条例第6条第1号に該当する。

#### ウ 具体的な協議内容が記録された部分

条例第6条第5号は、「県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報と定めている。また、条例第6条第6号は、「県の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務若しくは事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務若しくは事業の性質上、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報と定めている。県の機関等との具体的な協議内容は、公にすることにより、外部からの圧力、干渉等により、今後の自由且つ率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められることから条例第6条第5号に該当し、また

同協議内容は、警察業務の遂行に関するものも含まれており、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められることから条例第6条第6号にも該当する。

## (2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影が記録された部分」については、公務員の氏名なので公開を求めます。」旨、主張しているが、先に弁明したとおり、警部補以下の警察官の氏名及び印影は、公にすることにより当該警察官の従事する事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから条例第6条第6号に該当する。

次に審査請求人は、「個人に関する情報が記録された部分」については、管理者や団体Yの名前は、新聞やテレビ等メディアで報道され公になっているし、個人の利益と権利侵害は警察の●を不問にする行為により発生しているので公文書を非公開にするのは警察の不法行為を隠す目的なので公開を求めます。」旨、主張し新聞スクラップ（令和2年9月23日付）の写しを提出しているが、記載内容は警察が公表した内容ではなくマスコミ独自による取材活動によるものであり、管理者や団体Yの名前は公表することが慣行となっている情報には該当しないことから条例第6条第1号に該当する。

次に審査請求人は、「具体的な協議内容が記録された部分」については、動物愛護法違反で逮捕された管理者は多頭飼育をしていたが一頭の死亡もなく犬は肥えていたのに、譲渡先を●に入った団体Yに決めるなど警察の決定は異常であり、公開しないのは不当で公開を求めます」旨、主張しているが、先に弁明したとおり、県の機関等との具体的な協議内容は、公にすることにより、外部からの圧力、干渉等により、今後の自由且つ率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとも認められることから条例第6条第5号に該当し、また同協議内容は、警察業務の遂行に関するものも含まれており、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められることから条例第6条第6号にも該当する。

## 2 本件処分2について

### (1) 公開しないこととする理由

#### ア 条例第9条の該当性

条例第9条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否するこ

とができると定めている。本件請求に係る公文書は、その存否を答えるだけで、次に述べるとおり、条例第6条第2号、同条第3号及び同条第6号に規定する非公開情報を公開することとなるため、公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否したものである。

本件請求内容に関して再度確認したところ、特定の年月日、警察署及び内容を特定した上で、「団体Y他複数の動物愛護団体」や「動物保護団体メンバー」といった法人その他の団体に関する情報を含む事件に関する内容であることから、条例第6条第2号に該当するものと判断し、非公開理由を追加することとした。

#### イ 条例第6条第2号の該当性

条例第6条第2号は、「法人その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」は非公開情報と定めている。

請求内容(上記第1の1(1))は、特定の動物愛護団体に係る「空き家から犬を連れ出した事件」に関する公文書の公開を求めているものであり、かかる公文書の存否を明らかにすれば特定の団体が「犬を連れ出した事件」について捜査の対象になっているという事実の有無が明らかとなり、特定の動物愛護団体に対する社会的な評価や信用が著しく低下し、今後の動物愛護団体としての活動に支障が及ぶなど当該団体の正当な利益を害すると認められることから条例第6条第2号に該当する。

請求内容(上記第1の1(2))については、請求内容(上記第1の1(1))と同一事案にかかる動物愛護センター三木支所から三木警察署へ「犬を連れ出した」ことについて連絡を受けた通話記録、メールの記録に関する公文書の公開を求めているものであり、かかる公文書の存否を明らかにすれば請求内容(上記第1の1(1))に記載の特定の動物愛護団体が捜査の対象となっているか否かが明らかとなり、当該団体の正当な利益を害すると認められることから条例第6条第2号に該当する。

#### ウ 条例第6条第3号の該当性

条例第6条第3号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非公開情報と定めている。請求内容(上記第1の1(1))は「特定年月日未明、三木市多頭飼育の犬を団体Y他複数の動物愛護団体が空き家から犬を連れ出した事件に係る記録の全て」と記載されているのみであり、対象文書が具体的に特定されていないが、捜査が行われているのであれば捜査の過程で作成・

取得された記録の全てについての公開を求めているものである。事件捜査に関する文書についてはその内容を非公開としてもどのような文書が存在しているか否かを答えるだけで、警察における事件の受理状況や捜査の進捗状況等を推知し得ることから、現に進行中の捜査活動に支障を及ぼすことはもとより、捜査が終了した後であっても同種の犯罪行為を企図している者等において犯罪行為を潜在化、巧妙化させるなど捜査活動等に対する対抗措置を講じさせる機会を与えることとなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが認められることから条例第6条第3号に該当する。

#### エ 条例第6条第6号の該当性

条例第6条第6号は、「県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務若しくは事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」を非公開情報と定めている。

警察が行っている各種相談業務、犯罪の被害申告や各種通報は、当事者や当該事案内容に関する情報が秘匿されることを前提に成り立つ業務である。警察が各種事案に迅速かつ的確に対処するためには、外部の機関や個人からの情報提供等は必要不可欠であり、これらの情報提供者が行った通報等を端緒として、その後、捜査活動等がなされなかったこと又は捜査活動等に繋がったこととなれば、警察と当事者との信頼関係が損なわれるおそれがあり、警察に対する通報等を躊躇させることになりかねず、同種の警察業務の適正かつ円滑な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから条例第6条第6号に該当する。

#### (2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「すでに捜査は終わっているのに、不当であり、公開を求めます。」旨、主張しているが、先に弁明したように捜査の受理状況や捜査の進捗状況等は公にされるものではなく、既に捜査が終了している事件であったとしても、その存否を明らかにすることで同種の犯罪行為を企図している者等において、犯罪行為を潜在化、巧妙化させるなど捜査等に対する対抗措置を講じる機会を与えることとなり、犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが認められる。審査請求人は「兵庫県動物愛護センターから開示した公文書によれば令和2年6月A日午前4時に60匹を運び出したあと団体Yが警察へ連絡し地域課が現地へ行っているのに、公文書は存在する。」旨、主張しているが、他の実施機関の決定について意見を述べる立場がなく、先に弁明したとおり、特定の動物愛護団体が警察による捜査を受けたか

否かが明らかになった場合、当該動物愛護団体に対する社会的な評価や信用が著しく低下し、今後の動物愛護団体としての活動に支障が及ぶなど当該団体の正当な利益が害されるおそれがあるものと認められる。また、情報提供者が行った通報等の有無が明らかとなれば、警察と当事者との信頼関係が損なわれるおそれがあり、今後、警察に対する通報等を躊躇させることになりかねず、同種の警察業務の適正かつ円滑な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。さらに審査請求人は、新聞スクラップ（令和2年9月23日付）の写しを提出しているが、記載内容は警察が公表した内容ではなくマスコミ独自による取材活動によるものであり、また、事案を特定してその捜査に関する文書等の公開請求があった場合、当該文書の存否を答えるだけで捜査内容が明らかとなってしまい警察の事務事業に支障を及ぼすおそれがあることから、文書の存否を明確にしないで公開請求を拒否することができるものと認められる。

### 3 本件処分3について

#### (1) 公開しないこととする理由

##### ア 条例第9条の該当性

引用条文が、条例第6条第1号、同条第3号及び同条第6号であること、特定の年月日における特定の場所における県民等からの具体的な通報・相談内容であり、個人に関する情報を含む事案に関する内容であることから、条例第6条第1号該当として非公開理由を追加することのほかは、上記2(1)アに同じ。

##### イ 条例第6条第1号の該当性

条例第6条第1号は、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報と定めている。

本件請求内容（上記第1の1(3)アないしウ及び(5)）は、「令和2年6月A日朝、県民等から三木市多頭飼育の家付近にいた犬に噛まれた」と個別具体的な事案概要が明示されており、その存否を明らかにすれば、たとえ関係者等の氏名等の個人情報でも請求内容自体が通報・相談内容の一部を構成しており、通報・相談の概要を推測させるものであり、他の情報と組み合わせることによって個人が特定されるおそれがあると認められる。また、警察に対する通報・相談は、身近な困りごとから犯罪や人の生命に関わる事案まで、その内容は多岐にわたり、いずれの場合も深刻な事情や差し迫った状況のもとで、通常、他人に言えないような、内心・信条等個人の権

利利益に関わる事柄を相談することが通例であることから、個別具体的な通報・相談の内容については通常他人に知られたくないものと認められ、個人の権利利益を害すると認められることから条例第6条第1号に該当する。

ウ 条例第6条第3号の該当性

本件請求内容（上記第1の1(3)アないしウ及び(5)）について、公開を求めており、当該通報・相談を受け、捜査が行われているのであれば捜査の過程で作成・取得された記録の全てについても公開を求めているものである。県民等が行った通報・相談を端緒として、その後、捜査活動等がなされなかったこと又は捜査活動等につながったこととなれば、捜査活動等の実態が露呈されることとなるとするのほかは、上記2(1)ウに同じ。

エ 条例第6条第6号の該当性

上記2(1)エに同じ。

(2) 審査請求人の主張について

本件請求内容（上記第1の1(3)アないしウ及び(5)）は個別具体的な相談内容であり、他の情報と組み合わせることによって個人が特定されるおそれがある個人に関する情報であると認められる点に言及するほかは、上記2(2)に同じ。

4 本件処分4について

(1) 公開しないこととする理由

ア 条例第9条の該当性

引用条文が、条例第6条第1号、同条第3号及び同条第6号であることのほかは、上記2(1)アに同じ。

イ 条例第6条第1号の該当性

更に、個別具体的な通報・相談に関して、特定の個人が警察と打ちあわせを行ったという特定の個人の行動に関する個人情報が含まれており、当該情報については、通常他人に知られたくないものと認められ、個人の権利利益を害すると認められることから条例第6条第1号に該当するとするほかは、上記3(1)イに同じ。

ウ 条例第6条第3号の該当性

本件請求内容（上記第1の1(3)エ）について、公開を求めており、当該通報・相談を受け、捜査が行われているのであれば捜査の過程で作成・取得された記録の全てについても公開を求めているものである。県民等が行った通報・相談を端緒として、その後、捜査活動等がなされなかったこと又は捜査活動等につながったこととなれば、捜査活動等の実態が露呈されることとなるとするほかは、上記2(1)ウに同じ。

エ 条例第6条第6号の該当性

上記2(1)エに同じ。

(2) 審査請求人の主張について

本件請求内容（上記第1の1(3)エ）は個別具体的な相談内容であり、他の情報と組み合わせることによって個人が特定されるおそれがある個人に関する情報であると認められる点に言及するほかは、上記2(2)に同じ。

5 本件処分5について

(1) 非公開決定とした理由

本件請求内容（上記第1の1(4)ウ）に関する打ち合わせを実施した場合に作成される公文書は、兵庫県警察広報広聴活動規程（平成11年兵庫県警察本部訓令第6号）により、警察相談（警察による指導、助言、相手方への警告等何らかの権限行使その他の措置に関する相談、要望及び意見）を受理した際に作成する「広聴処理票」を作成することとなっているが、特定の事案若しくは捜査に対するもの又は軽易な内容のものであって、個別の措置又は回答を要しないものや各種会合等の現場において処理及び回答ができ、以降の措置又は回答を要しないものなどについては広聴処理票の作成を省略することができると規定されている。

そのほか、兵庫県警察処務規程（昭和39年兵庫県警察本部訓令第6号）により、職務上当然報告しなければならない事項及び警察事務処理上の参考となる事項について、原則として「報告用紙」により、所属長に報告しなければならないと規定されており、それぞれ広聴処理票が事案の処理が終了した翌日から3年、報告用紙が暦年1年の保存期限が定められている。請求人からの公文書公開請求により、直ちに本件公開請求に係る公文書の存否を確認するも、本件公開請求の請求時点で、対象公文書の存在は確認できなかったものである。よって、対象公文書が存在しない理由については、同公文書の存在及び作成したという事実が確認できなかったことから、当該公文書を作成していない、又は保存期間の満了に伴い廃棄したものとして、非公開（不存在）としたものである。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「兵庫県動物愛護センター三木支所は三木警察署からの依頼に基づき、管理者が逮捕されて不在となった犬を一時保護した。三木警察署が三木支所に対して一時的な飼養を求めた段階で内定していた動物愛護団体を譲渡先としたとのこと。それであるなら警察が責任を持って団体との話し合いが行われていることになり、公文書は存在する。」等を主張しているが、先に

弁明したとおり、当該公文書の存在及び作成したという事実が確認できなかったことから、当該公文書を作成していない、又は保存期間の満了に伴い廃棄したものであるとして、非公開（不存在）としたものである。

## 6 本件処分6について

### (1) 公開しないこととする理由

#### ア 条例第9条の該当性

引用条文が、条例第6条第1号及び同条第6号であることのほかは、上記2(1)アに同じ。

#### イ 条例第6条第1号の該当性

上記3(1)イ第1段落と同じ内容に続き、次のとおり。

本件請求内容（上記第1の1(4)エ）は、個別具体的な内容に関して、特定の個人が警察と打ち合わせを行ったという特定の個人の行動に関する個人情報については、通常他人に知られたくないものと認められ、公にすることにより、個人の権利利益を害すると認められることから条例第6条第1号に該当する。

#### ウ 条例第6条第6号の該当性

上記2(1)エ第1段落と同じ内容に続き、次のとおり。

警察と特定の個人との個別具体的な打ち合わせが明らかとなれば、警察と当事者との信頼関係が損なわれるおそれがあり、今後、警察に対する個別具体的な打ち合わせを躊躇させることになりかねず、同種の警察業務の適正かつ円滑な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから条例第6条第6号に該当する。

### (2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「事件の捜査は終わっているので理由は不当」「管理者X氏個人の利益を侵害しているのは警察であり公開しないのは不当」等を主張しているが、本件処分の判断を左右するものではない。

## 7 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は適法なものである。

## 第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件公開請求に対し、実施機関は、上記第2の2のとおり、部分公開決定（本

件処分1)又は非公開決定(本件処分2ないし6)を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分1ないし6の取消しを求めているが、実施機関は、本件処分1ないし6を妥当としていることから、以下、条例所定の非公開要件への該当性について検討する。

## 2 本件処分1について

### (1) 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影が記録された部分

当該部分は、「警察官その他の公務員…の従事する事務若しくは事業の遂行に係る情報に含まれる警察官等の氏名であって、公にすることにより、当該警察官等の従事する事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして…公安委員会規則…で定めるもの」に該当することから、条例第6条第6号により非公開とすることが妥当である。

### (2) 個人に関する情報が記録された部分

当該部分は、令和2年6月の頃に兵庫県動物愛護センター三木支所で犬の保管、飼養等が行われるに至った事案(以下「本件事案」という。)に関与した人物の属性等である。

当該人物の属性等の情報を公にすると、他の情報と組み合わせることにより、当該人物を特定することが可能となるとする上記第4の1の実施機関の説明は否定し難い。

審査請求人は、当該事案について報道されている旨主張するが、報道機関がその取材したことを報道することと、実施機関が公文書に記載された情報を条例に基づき公開することとは意味が異なるほか、未だ本件事案が公知の事実となるに至った事情は認められない。

そうすると、本件対象公文書に記載されている本件事案に関与した人物の属性等の情報は、条例第6条第1号の「個人に関する情報…であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」と認められる。

### (3) 具体的な協議内容が記録された部分

当該部分は、本件事案において、実施機関の職員と兵庫県動物愛護センターの業務を所管する兵庫県知事部局所管課の職員が本件事案への対応方法等について協議した内容が記載されている。

当該協議内容が公になると、実施機関と知事部局所管課がいかなる事案において協議して事案処理に当たるか、事案処理において着目すべき要素、複数とり得る選択肢がある場合に、どのような要素に着目して意思決定を行うか等が明らかとなり、違法又は不当な行為を企図する者が取締を逃れ又は対抗措置等

をとる事態が想定され、実施機関が知事部局所管課と協議して事案処理を検討又は実施するに当たり「県の機関…相互間における…検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、…意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（条例第6条第5号）」、及び「県の機関…が行う事務…に関する情報であって、公にすることにより、当該事務…の性質上、当該事務…の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（条例第6条第6号）」があるものに該当すると認められる。

(4) 以上のことから、実施機関が本件対象公文書1について非公開とした部分については、条例第6条第1号、第5号及び第6号に該当しているため、これら各号に該当することを理由として実施機関が本件処分1を行ったことは妥当である。

### 3 本件処分2について

#### (1) 本件公開請求について

条例第9条は、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第6条各号の非公開情報を公開することになるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるように定めている。

公開請求に対しては、当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにして公開又は非公開の決定をすべきであるが、条例第9条は、例外的に当該公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる場合について規定したものである。その趣旨は、公開請求に係る公文書の存否を答えることで条例第6条各号の非公開情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれることを防止することにある。

#### (2) 本件対象公文書2の存否に係る条例第6条各号の該当性等

本件対象公文書2（上記第2の1(1)及び(2)）は、「令和2年6月A日、動物愛護団体が、三木市における多頭飼育の犬を連れ出したこと」を前提として実施機関において作成される記録であって、その存否を明らかにすることにより、当該団体が「犬を連れ出したこと」という事実そのものの有無、実施機関が財産犯等の犯罪として認知しているか、あるいは、地域住民からの相談案件等として把握しているかを明らかにすることになる。

条例第6条第2号は、「法人その他の団体…に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」について非公開情報として規定している。

動物愛護団体が、動物虐待事案に際し、当該動物を保有する者の管理下から占有を移転し保護する活動についての社会的・法的評価については議論の分か

れうるところである。動物愛護団体が動物を保護する活動について公にすると、誹謗中傷や問い合わせが当該団体に殺到するなどして、その正常な運営を阻害するおそれはあると言える。

本件事案について、本件対象公文書2が作成されているか否かを明らかにすると、当該団体が「犬を連れ出したこと」の有無が明らかになり、「団体…に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(条例第6条第2号)を明らかにすることとなる。

条例第6条第3号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」、同条第6号は、「県の機関…が行う事務若しくは事業に関する情報であって、公にすることにより、…当該事務若しくは事業の性質上、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」について非公開情報として規定している。

本件事案において本件対象公文書2が作成されているか否かを明らかにすると、財産犯等の犯罪として警察が認知しているか否かという捜査の状況(条例第6条第3号所定の「犯罪の…捜査…公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」)を明らかにすることとなる。

また、本件事案において本件対象公文書2が作成されているか否かを明らかにすると、実施機関が行う地域住民等への相談支援業務等の実施の有無を公にすることとなり、地域住民等において実施機関への相談を躊躇させ、また、実施機関に相談したことを探知した利害関係者との間にトラブルを惹起するなどの具体的な可能性が想定され、条例第6条第6号所定の「県の機関…が行う事務若しくは事業に関する情報であって、公にすることにより、…当該事務若しくは事業の性質上、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」が想定される。

### (3) 本件処分2について

したがって、本件対象公文書2については、その存否を明らかにするだけで、条例第6条第2号、第3号又は第6号の非公開情報を公にすることとなるため、条例第9条の規定により、本件公開請求文書の存否を明らかにしないで、本件公開請求を拒否した本件処分2は、妥当と認められる。

## 4 本件処分3について

### (1) 本件対象公文書3の存否に係る条例第6条各号の該当性等

本件対象公文書3（上記第2の1(3)アないしウ及び(5)）は、「令和2年6月A日朝、県民等から三木市多頭飼育の家付近にいた犬に噛まれたと通報・相談を受けた」ことを前提として実施機関において作成される記録であって、その存否を明らかにすることにより、「県民等から三木市多頭飼育の家付近にいた犬に噛まれたと通報・相談を（実施機関において）受けた」という事実そのものの有無、実施機関が当該通報・相談を端緒として財産犯等の犯罪として認知しているか、あるいは、当該通報・相談を地域住民からの相談案件等として把握しているかを明らかにすることになる。

条例第6条第1号は、「個人に関する情報…であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について非公開情報として規定している。

本件請求は、令和2年6月A日ころ、動物による受傷について、実施機関に被害申告等を行った個人と相当程度特定された前提が付されており、仮に、そのような個人について氏名等をマスキングして部分公開（条例第7条）を行ったとしても、事情を知る利害関係者や地域住民からすれば、当該個人を特定できる蓋然性は高く、仮に特定された場合には、トラブル等が高じるおそれがある。本件対象公文書3の存否は「個人に関する情報…であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」（同条同号前段）に該当するほか、仮に、個人の特定に未だ至らない場合であっても、実施機関に対して被害申告等を行う個人は、実施機関を信頼して被害申告等を行い、当該申告内容が公になること想定しておらず、そのような想定は相当かつ合理的なものであるから、本件対象公文書3の存否は「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（同条同号後段）に該当する。

また、本件対象公文書3は、実施機関に対する県民等からの通報・相談を前提として作成されるものであって、実施機関は当該通報・相談を端緒として、犯罪を認知する場合があること（条例第6条第3号）、また、当該通報・相談について、実施機関としての地域住民等への相談支援業務等を行う場合があること（条例第6条第6号）があるのであって、上記3(2)のとおり、その存否は条例第6条第3号及び第6号に該当する。

## (2) 本件処分3について

したがって、本件対象公文書3については、その存否を明らかにするだけで、条例第6条第1号、第3号又は第6号の非公開情報を公にすることとなるため、条例第9条の規定により、本件公開請求文書の存否を明らかにしないで、本件

公開請求を拒否した本件処分3は、妥当と認められる。

## 5 本件処分4について

### (1) 本件対象公文書4の存否に係る条例第6条各号の該当性等

本件対象公文書4（上記第2の1(3)エ）は、「令和2年6月A日の朝、県民等から三木市多頭飼育の家付近にいた犬に噛まれたと通報・相談を受け」、実施機関が「(犬の)元管理者との打ち合わせ」たことを前提として実施機関において作成される記録であって、その存否を明らかにすることにより、「県民等から…犬に噛まれたと通報・相談を受け」、実施機関が「元管理者との打ち合わせ」を行ったという事実そのものの有無、実施機関が当該通報・相談を端緒として犯罪として認知しているか、あるいは、当該通報・相談を地域住民からの相談案件等として把握しているかを明らかにすることになる。

本件対象公文書4は、上記個人（動物の元管理者）を特定し、県民等からの通報・相談を受け、実施機関から事情聴取等が行われたことを前提に作成される文書であって、その存否は「個人に関する情報…であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」（条例第6条第1号前段）に該当する。

また、本件対象公文書4は、実施機関に対する県民等からの通報・相談を前提として作成されるものであって、実施機関は当該通報・相談を端緒として、犯罪を認知する場合があること（条例第6条第3号）、また、当該通報・相談について、実施機関としての地域住民等への相談支援業務等を行う場合があること（条例第6条第6号）があるのであって、上記3(2)のとおり、その存否は、条例第6条第3号及び第6号に該当する。

### (2) 本件処分4について

したがって、本件対象公文書4については、その存否を明らかにするだけで、条例第6条第1号、第3号又は第6号の非公開情報を公にすることとなるため、条例第9条の規定により、本件公開請求文書の存否を明らかにしないで、本件公開請求を拒否した本件処分4は、妥当と認められる。

## 6 本件処分5について

### (1) 本件処分5（不存在を理由とする非公開）

本件対象公文書5（上記第2の1(4)ウ）は、「令和2年6月B日から兵庫県動物愛護センター三木支所で犬の保管、飼養をすると決定したその意志決定(原文どおり。)に至る経緯」について、実施機関が「関係動物愛護団体との打ち合わせ」を行ったことを前提として実施機関において作成される記録である。

本件対象公文書5について、実施機関は、公文書を作成していない、又は保存期間の満了に伴い廃棄したものとして、非公開（不存在）として、本件処分5を行ったものである。

(2) 本件対象公文書5について

実施機関は、本件対象公文書5について、兵庫県警察広報広聴活動規程に基づき、広聴処理票（所定の場合には作成の省略可。保存期間：事案の処理が終了した翌日から3年）、所属長への報告用紙（保存期間：暦年1年）を作成する場合があるとし、本件公開請求を受け、直ちに対象公文書の存否を確認するも、本件対象公文書5の存在は確認できなかつたと説明しており、当該説明（上記第4の5(1)）について、時系列等に照らし、明らかに不合理又は不自然な点は認められず、本件対象公文書5の不存在を理由とする本件処分5は妥当と認められる。

7 本件処分6について

(1) 本件対象公文書6の存否に係る条例第6条各号の該当性等

本件対象公文書6（上記第2の1(4)エ）は、「令和2年6月B日から兵庫県動物愛護センター三木支所で犬の保管、飼養をすると決定したその意志決定（原文どおり。）に至る経緯」について、実施機関が「（犬の）元管理者との打ち合わせ」を行ったことを前提として実施機関において作成される記録であって、その存否を明らかにすることにより、「兵庫県動物愛護センター三木支所での犬の保管、飼養」に関して、実施機関が「元管理者との打ち合わせ」を行ったという事実そのものの有無や実施機関が相談案件等として把握しているかを明らかにすることになる。

本件対象公文書6は、上記個人（動物の元管理者）を特定し、兵庫県動物愛護センターでの犬の保管、飼養に関して、実施機関から事情聴取等が行われたことを前提に作成される文書であって、その存否は「個人に関する情報…であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」（条例第6条第1号前段）に該当する。

また、本件対象公文書6は、兵庫県動物愛護センターでの犬の保管、飼養に関して、実施機関として相談支援業務等を行う場合があること（条例第6条第6号）があるのであって、上記3(2)のとおり、その存否は条例第6条第6号に該当する。

(2) 本件処分6について

したがって、本件対象公文書6については、その存否を明らかにするだけで、条例第6条第1号又は第6号の非公開情報を公にすることとなるため、条例第

9条の規定により、本件公開請求文書の存否を明らかにしないで、本件公開請求を拒否した本件処分6は、妥当と認められる。

8 審査請求人のその他の主張について  
審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断を左右するものではない。

9 結論  
以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

### 審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和6年10月24日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書、審査請求人の反論書を受領
令和6年11月29日	・ 審査請求人から令和6年11月26日付け意見書を受領
令和7年2月27日 第2部会（第125回）	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和7年3月28日 第2部会（第126回）	・ 審議
令和7年3月31日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 木 村 倫太郎

委 員 手 塚 昌 美

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男